

板橋区障がい者(児)日常生活用具費等支給要綱 (別表1)

No.1

種 目	対象者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
浴 槽 (湯沸器を含む。)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のものの	和式・洋式を問わず実用水量150リットル以上のもので、重度の身体障がい者の使用に便利であるもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	湯沸器の給付は浴槽と同時に行うものとするが、区長が必要と認める場合には、浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものとする。ただし、主として入浴時に使用することを前提とし、この使用目的以外に湯沸器単独の給付を行わないこと。 左記の条件を満たす場合には、浴槽と湯沸器を組み合わせた簡易な風呂であっても、浴槽(湯沸器を含む。)として給付できること。	8年	141,200円
					(浴槽のみ) 58,300円 (湯沸器のみ) 104,900円
入浴担架	原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの		5年	(洋式) 82,400円 (和式) 133,900円
入浴補助具	① 原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、下肢又は体幹に係る障がいを有し、入浴の介助を必要とするもの ② 難病患者等で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用しえるもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く。	基準額内のときは併給することができる。	8年	90,000円
移動・移乗支援用具	① 原則として平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障がいを有する3歳以上の身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病患者等で、下肢が不自由な者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く。	対象者の転倒防止、立ち上がり、移乗等の動作の補助及び段差解消等の性能を有するもので、また、基準額内であれば併給することができる。	8年	60,000円
便器	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの ② 難病患者等で、常時介護を要する者	腰かけ式のもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く。		8年	16,500円
特殊便器	① 原則として学齢児以上の知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ② 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で上肢に係る障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者	容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、設置(取り替え)にあたり住宅改修を伴うものを除く。		8年	151,200円

種 目	対象者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
特 殊 マ ッ ト	① 原則として3歳以上の知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度のもの ② 3歳以上18歳未満の身体障がい児で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの(常時介護を要するものに限る。) ④ 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	じょくそう又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等を加工したもの		5年	19,600円
頭 部 保 護 帽	① 身体障がい者(児)で、平衡機能又は体幹機能、下肢機能障がいのもの。 ② 知的障がい者(児)で障がいの程度が最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの		3年	対象者①について、A スポンジ、革を主材料とするもの 15,656円 B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの 37,852円 価格はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については価格欄の額の80%の範囲内の額とする。 ②12,160円
訓 練 椅 子	原則として3歳以上18歳未満の身体障がい児で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする		5年	33,100円
情報・通信支援用具	身体障がい者(児)で、視覚障がい1級もしくは2級、又は上肢機能障がいの1級もしくは2級のもの	視覚又は上肢に重度障がいのあるものがパソコンを操作する時に必要とするソフト・周辺機器。	基準額内の場合には併給することができる。	5年	100,000円
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)のうち、音声言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障がいを有するもの	①携帯式でことばを音声又は文書に変換する機能を有し障がい者が容易に使用し得る専用機 ②操作する時に必要とするソフト及び周辺機器		5年	①285,000円 ②100,000円
火 災 警 報 器	① 身体障がい者(児)で、その障がいの程度が1級又は2級のもの ② 知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度のもの ③ 精神障がい者(児)で、その障がいの程度が1級のもの (いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から③のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		8年	31,000円
自 動 消 火 装 置	① 身体障がい者(児)で、その障がいの程度が1級又は2級のもの ② 知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度のもの ③ 精神障がい者(児)で、その障がいの程度が1級のもの ④ 難病患者等 (いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から④のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	原則として火災警報器と一体として給付する。	8年	28,700円

種 目	対 象 者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
特 殊 寝 台 (訓練用ベッド含む。)	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、 下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の もの ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者及び下 肢又は体幹機能に障がいのある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、必 要に応じ使用者の頭部及び脚部の傾斜角度 を個別に調整できる機能を有するもの		8年	162,800円
移 動 用 リ フ ト	① 原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、下 肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のも の ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がい のある者	対象者を移動させるにあたって、介護者が 容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型そ の他住宅改造を伴うものを除く。)	介護者の軽減を図るものであり、安全性に配 慮されたもの。	4年	257,500円
体 位 変 換 器	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、 下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の もの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を 必要とする者に限る。) ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が、対象者の体位を変換させるのに 容易に使用し得るもの		5年	15,000円
特 殊 尿 器	① 原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、 下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの(常 時介護を要する者に限る。) ② 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又 は介護者が容易に使用し得るもの		5年	154,500円
ポータブルレコー ダー	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視 覚障がいの程度が1級又は2級のもの	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記 録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障 がい者(児)が容易に使用し得るもの 又は、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、か つ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な 製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得 るもの		6年	(録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円
時 計	18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度 が1級又は2級のもの	視覚障がい者が容易に使用し得るもの		10年	(触読式) 10,300円 (音声式) 13,300円
点字タイプライター	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視 覚障がいの程度が1級又は2級のもの (本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労 が見込まれている者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		5年	63,100円
音 声 式 体 温 計	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視 覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい 者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		5年	9,000円

種 目	対象者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
体 重 計	18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの		5年	18,000円
電 磁 調 理 器	① 18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ② 18歳以上の身体障がい者で、上肢に係る障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 18歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級のもの (①・②・③のいずれも、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ④ 18歳以上の知的障がい者で、障がいの程度が最重要又は重度のもの	障がい者が容易に使用し得るもの		6年	41,000円
視覚障害者用 拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの		8年	198,000円
音 響 案 内 装 置	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		10年	12,000円
屋 内 信 号 装 置	18歳以上の身体障がい者で、聴覚障がいの程度が2級のもの（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの		10年	87,400円
透 析 液 加 温 器	原則として3歳以上の身体障がい者(児)で、人工透析を必要とするもの (自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	給付に当たっては、自己連続携行式腹膜灌流患者であることの医師の証明書を徴すること。	5年	72,100円

種 目	対 象 者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
ルームクーラー	18歳以上の身体障がい者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により、体温調節機能を喪失したものと認められたものに限る。）	障がい者が容易に使用し得るもの		6年	172,100円
点字ディスプレイ	18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの		6年	383,500円
活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの、もしくはICタグに音声情報を登録し、その音声情報を読み取って再生することができるもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		6年	99,800円
聴覚障害者用通信装置 (携帯用ファックス 又はファックス)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい(児)を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの		5年	25,000円
フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障がいの程度が3級以上のもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの		10年	12,400円
情報受信装置	身体障がい者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	文字放送デコーダーに係る給付のための費用の支給に当たってテレビ内蔵型に係る給付のための費用の支給をする場合は、文字放送デコーダーを内蔵していない同一機種との差額分が対象となる。	6年	88,900円

種 目	対 象 者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
会 議 用 拡 聴 器	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障がいの程度が4級以上のもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの		6年	38,200円
携 帯 用 信 号 装 置	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障がいの程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの		6年	20,200円
ガ ス 安 全 シ ス テ ム	① 18歳以上の身体障がい者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ② 18歳以上の身体障がい者で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの		8年	42,200円
ネ ブ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	① 身体障がい者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの		5年	36,000円
空 気 清 浄 器	18歳以上の身体障がい者で、呼吸器機能障がいの程度が1級又は3級のもの	障がい者が容易に使用し得るもの		6年	33,800円
電 気 式 た ん 吸 引 器	① 身体障がい者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの		5年	56,400円
点 字 図 書	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)のうち、視覚障がい者(児)で、主に点字によって情報を入手しているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りでない。	—	点字図書の価格
点 字 器	身体障がい者(児)で、視覚障がいのもの	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		7年	10,400円

種 目	対 象 者	性 能	備 考	耐用年数	基 準 額
人 工 喉 頭	身体障がい者(児)で、喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失したもの	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 埋込型用人工鼻 ベースプレート(アドヒージブ)及びHMEカセットに限る	埋込型用人工鼻は、埋込型の人工喉頭を常時使用する者に限る	笛式 4年 電動式 5年 埋込型用人工鼻 —	(笛式) 5,150円 気管カニューレ付の場合は3,193円増しとする。 (電動式) 72,203円 価格は電池又は充電器を含む。 (埋込型用人工鼻) 23,100円(月額)
歩行補助つえ (一本つえ)	身体障がい者(児)で、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完されるもの	主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装 主体—軽金属 外装—塗装なし		3年	主体—木材 2,310円 主体—軽金属 3,150円 夜光材付とした場合は、430円(全面夜光材付とした場合は1,260円)増しとする。価格は1本当たりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は273円増しとすること。
収 尿 器	身体障がい者(児)で、排尿障がい失禁状態にあるもの	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付		1年	男性用 A 7,931円 B 5,871円 女性用 A 8,755円 B 6,077円
ストマ用装具	①身体障がい者(児)で、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っているもの。 ②前号と同程度の人工肛門造設術又は尿路変更術(人工膀胱)受術者。ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。)を受けている者を除く。	ストマ用装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ストマ用装具(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。	下記の場合に限りストマ用装具に代えて紙おむつ等の支給ができる。 ①3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者及び先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい又は全身性運動機能障がいと重度の知的障がいの重複により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの	—	ストマ用装具(消化器系) 8,858円 ストマ用装具(尿路系) 11,639円 価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等を含む月額であること。 紙おむつ 12,000円(月額) 洗腸装具 17,716円(6カ月分)
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①人工呼吸器の装着が必要な障がい者(児)で、呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がいの程度が3級以上のもの、又は同程度のものが必要と認められるもの ②難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの		5年	157,500円
音 声 式 血 圧 計	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの		5年	9,500円